

静岡県告示第80号

静岡県私立高等学校等奨学給付金助成事業実施要綱（平成30年静岡県告示479号）の一部を次のように改正する。

令和元年6月14日

静岡県知事 川勝平太

改正前				改正後			
<p><b>第4 給付金の年額</b></p> <p>高校生等一人当たりの給付金の年額は、基準日現在における世帯の区分、高等学校等の種類及び課程等に応じ、次の表に定める額とする。</p>				<p><b>第4 給付金の年額</b></p> <p>高校生等一人当たりの給付金の年額は、基準日現在における世帯の区分、高等学校等の種類及び課程等に応じ、次の表に定める額とする。</p>			
世帯の区分		高等学校等の種類及び課程等		世帯の区分		高等学校等の種類及び課程等	
		私立の通信制以外	私立の通信制			私立の通信制以外	私立の通信制
生業扶助が決定されていない世帯	保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯	<u>89,000円</u>	38,100円	生業扶助が決定されていない世帯	保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯	<u>98,500円</u>	38,100円
	(略)	(略)			(略)	(略)	
<p><b>第7 支給の方法</b></p> <p>(1) 支給の回数は、他の都道府県での支給を含めて、一人の高校生等につき年1回、通算3回（定時制、通信制の高等学校等に在学する高校生等は4回）を上限とする。ただし、学び直しへの支援対象者と認められる者については最大で2回まで給付できるものとする。</p> <p>(2) (略)</p>				<p><b>第7 支給の方法</b></p> <p>(1) 支給の回数は、他の都道府県での支給を含めて、一人の高校生等につき年1回、通算3回（定時制、通信制の高等学校等に在学する高校生等は4回）を上限とする。ただし、学び直しへの支援対象者と認められる者については<u>この回数に加えて</u>最大で2回まで給付できるものとする。</p> <p>(2) (略)</p>			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号		年 月 日	
静岡県知事 様			
静岡県私立高等学校等奨学給付金受給申請書			
<p>次の4点を確認の上、□にチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。</p> <p><input type="checkbox"/> この申請書に虚偽の記載があった場合は、静岡県の求めに従いその全額を即時返還します。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は静岡県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。</p> <p><input type="checkbox"/> この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。</p> <p>高校生等奨学給付金の受給を申請します。</p>			
ふりがな		高校生等との関係 <small>(いずれかにチェックしてください)</small>	<input type="checkbox"/> 親権者 ・ <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 ・ <input type="checkbox"/> 生徒本人 <input type="checkbox"/> その他 ( )
申請者（保護者等）氏名	〒 -	(電話) (日中連絡の取れる電話番号を記載してください)	
申請者現住所等	〒 -		
基準日現在の申請者住所（上記と異なる場合）	〒 -		
【対象となる高校生等について】			
ふりがな	氏名	生年月日	昭和 平成 年 月 日
学校設置者名	学 校 名	入 学 年 月	年 月
学校の種類 課程・学科	<input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 中等教育学校(後期課程) <input type="checkbox"/> 高等専門学校(1～3学年)	<input type="checkbox"/> 専修学校(高等課程) <input type="checkbox"/> 専修学校(一般課程) <input type="checkbox"/> 各種学校(外国人学校) <input type="checkbox"/> 各種学校(その他)	課 程 ・ 学 科 <input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 昼間学科 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 夜間等学科 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制学科
過去の高等学校等における在学期間	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科 在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科 在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
* 学校記入欄 (静岡県内校)	休学・復学	<input type="checkbox"/> 基準日現在休学していない <input type="checkbox"/> 年 月 日復学(基準日現在休学)	
	就学支援金	<input type="checkbox"/> 受給資格者 <input type="checkbox"/> 学び直し支援金対象者	
	在学等証明	対象生徒は基準日(7月1日)現在本校に在学し、上記の内容に相違ないことを証明します。 年 月 日 学校名 学校長氏名 <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">印</div>	

【保護者等の収入の状況について】（該当する□にチェックをしてください。）

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。

①  親権者（両親）2名分

②  親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。）  
 離婚、死別等により親権者が1名の場合、  
 親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等

③  未成年後見人（ ）名分  
 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分）  
 ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。

④  生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分  
 親権者又は未成年後見人が存在しない場合、  
 成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等

⑤  生徒本人  
 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

○ 課税証明書等を添付する者の氏名及び生徒との続柄を記入してください。

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

※（2）及び（3）に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にチェックしてください。

私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。

【扶養親族の状況について】（非課税世帯で、かつ対象生徒以外に扶養している子ども（※1）がいる場合のみ記入してください。）

※1 当該世帯に7月1日現在、対象となる高校生等以外に当該世帯に扶養される兄弟姉妹で2人目以降の高等学校等に通う高校生等及び15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合に記入し、**確認書類として健康保険証等の写しを添付してください。**

※2 「対象生徒」とは、本申請で対象としている高校生等の氏名を記載してください。

※3 「対象生徒との続柄」欄は、対象となる高校生等を基準とし、該当する続柄に○を付してください。

扶養している子どもの状況	扶養している子どもの氏名	対象生徒との続柄	生年月日	年齢	職業又は学校名 (高校生等の場合は学年等)	課程	今年度の給付金の申請の有無
			対象生徒	—	—	—	—
		兄・弟 姉・妹	昭和 平成 年 月 日			<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		兄・弟 姉・妹	昭和 平成 年 月 日			<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		兄・弟 姉・妹	昭和 平成 年 月 日			<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		兄・弟 姉・妹	昭和 平成 年 月 日			<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※県認定欄	学校	通信制以外 ・ 通信制	➡	支給	区分	円
	生業扶助	未受給 ・ 受給		可・否	支給額	
	兄弟姉妹等	無 ・ 有				

## 記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次により記入してください。

- 基準日（7月1日）現在、在籍している学校について、記入してください。
- 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。  
「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤高等専門学校（1～3学年）」、「⑥専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑦専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑧専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑨専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑪専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑫各種学校（外国人学校）」、「⑬各種学校（その他）」の別を記入すること。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次により記入してください。

基準日（7月1日）現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給している場合は、（1）を、生業扶助を受給していない場合は（2）を記載してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
  - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
  - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
  - ③法人である未成年後見人
  - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
  - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ（1）に該当する場合は、基準日（7月1日）現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。
- ハ（2）②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入を行い、保護者全員の所得に関する書類（課税証明書等）を添付してください。
- ニ（2）②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この場合は、別途、事実を証明できる書類等を添付してください。
- ホ（2）④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。  
（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【扶養親族等の状況について】の欄は、次により記入してください。

- （1）に該当する（基準日（7月1日）現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給している）場合は、記入不要です。
- 高等学校等に通う高校生等及び15歳以上（中学生は除く）23歳未満の被扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

## 留意事項

- 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、静岡県私立高等学校等奨学給付金の受給資格はありません。
- 同一生徒が2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請してください。
- 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。
- 偽りその他不正の手段による申請により受給した場合、支給された給付金の一部または全部について返還の対象となり、また、別途加算金等が課せられるほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。
- その他、不利益が生じる恐れがありますので、基準日（7月1日）現在の内容を正しく記入してください。

